仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

３　電力量料金は、前条により読み取った１月の使用電力量に第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成１１年通商産業省令第１０５号)に定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

４　再生可能エネルギー促進賦課金については，本市を管轄する一般電気事業者が定める電気契約要綱及び標準料金表又は特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第１１条　受注者は、第９条に定めた検査終了後、前条により算定した額を１か月毎に請求するものとする。(当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

２　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第２条第６項の不当な取引制限をし、同法第３条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第７条又は第７条の２の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

⑵　この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

⑶　その他この契約に係る入札に関して、受注者が前２号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

⑷　この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第１９８条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

２　受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第１０条第１項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の２０パーセント（ただし、前項第４号に該当するときは、１０パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

３　前２項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第１３条　発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

⑵　受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

⑶　本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

⑷　警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第２条第８項に規

定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア　暴力団等排除措置要綱第２条第１項に規定する暴力団

イ　暴力団等排除措置要綱第２条第２項に規定する暴力団員等

ウ　暴力団等排除措置要綱第２条第３項に規定する暴力団経営支配法人等

エ　暴力団等排除措置要綱第２条第４項に規定する被公表者経営支配法人等

オ　暴力団等排除措置要綱第２条第５項に規定する暴力団関係者

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　受注者は、前項第３号から第５号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、第１項第３号から第５号の規定により契約を解除されたときは、第１０条第１項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の１０パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

（契約解除後の処理）

第１４条　契約が解除された場合には、第１条の義務は消滅する。

２　発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

⑴　契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を１か月３０日として按分した額。

⑵　同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額。

３　前項の支払は、第１１条に従うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１５条　受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等をいう。第４項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

４　受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

５　受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

（守秘義務）

第１６条　発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

２　発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

（特約事項）

第１７条　本契約について、次年度の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第１８条　本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

２　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　広島市中区基町９番３２号
広島市
代表者　広島市水道事業管理者
広島市水道局長　高広　義明　印

受注者　〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇株式会社　印
代表者　　職名　　氏名

仕　様　書

区　分	仕　様　内　容
需要場所等	広島市中区基町９番３２号　広島市水道局基町庁舎
受電設備	広島市水道局基町庁舎地下１階電気室内
業種及び用途	業務用（事務所）
供給電気方式	交流３相３線式
標準電圧	６，０００Ｖ
標準周波数	６０Ｈｚ
受電方式	１回線受電（予備伝線路により供給する場合は、常時利用変電所から常時利用と同位の電圧を供給）
契約電力	５５０ｋＷ （契約上使用できる最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
標準力率	１００％
予定使用電力量	１，５３６，０００ｋＷｈ／年
使用期間	平成２８年４月１日　０：００　～　平成３１年３月３１日　２４：００
検針方法	自動検針記録（検針日は原則毎月１日）
電力量計 （自動検針装置）	製造メーカー：三菱電機 型　　式：ＷＰ３ＥＪ－Ｋ１８Ｒ（パルス５０，０００pulse／kWh） （電子式精密電力計通信機能付）
需給地点	庁舎敷地内に本局が設置した開閉器箱内の断路器の負荷側接続点 （開閉器箱及び断路器の所有は中国電力株式会社）
保安責任分界点	需給地点に同じ。
財産分界点	需給地点に同じ。
事故・災害時の電力の確保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局基町庁舎への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
その他	・自動力率調整（中央監視盤による制御）を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・特定規模電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、特定規模電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般電気事業者が定める託送供給約款による。

別紙1

平成２６年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：ｋＷｈ）

区分	4月1日	5月30日	6月24日	7月25日	8月21日	9月9日	10月22日	11月18日	12月18日	1月8日	2月9日	3月10日
0:00	96	72	72	96	216	120	72	72	72	48	72	48
1:00	72	72	72	72	144	120	72	72	72	72	48	72
2:00	72	72	72	72	168	96	72	48	72	48	72	72
3:00	72	96	72	96	144	120	72	72	72	72	48	48
4:00	72	72	96	72	192	120	72	72	72	48	48	72
5:00	72	72	72	72	240	120	96	72	96	72	72	72
6:00	96	72	96	96	240	120	72	96	192	72	144	72
7:00	144	144	144	336	288	216	168	144	312	144	312	144
8:00	312	312	432	504	456	408	312	336	408	360	408	384
9:00	360	336	456	504	528	408	360	408	384	384	408	384
10:00	360	384	480	504	504	432	360	432	408	360	408	384
11:00	360	360	456	504	504	432	336	384	408	360	384	384
12:00	336	312	480	504	504	432	336	384	384	384	384	384
13:00	360	336	480	528	504	456	360	408	408	384	384	384
14:00	312	312	456	528	432	456	336	360	408	408	360	360
15:00	336	312	456	504	432	432	336	384	384	384	360	384
16:00	312	456	456	504	432	432	336	360	384	384	360	360
17:00	264	264	288	336	312	336	264	288	288	288	288	264
18:00	144	120	264	312	288	288	168	192	216	240	216	216
19:00	144	96	240	264	264	240	120	192	192	192	168	144
20:00	120	96	216	240	264	240	120	144	144	192	144	144
21:00	120	72	120	192	240	192	120	144	168	168	120	120
22:00	96	96	96	96	216	120	72	96	72	72	96	72
23:00	72	72	72	72	216	96	72	48	72	48	96	72
合計	4,704	4,608	6,144	7,008	7,728	6,432	4,704	5,208	5,688	5,184	5,400	5,040

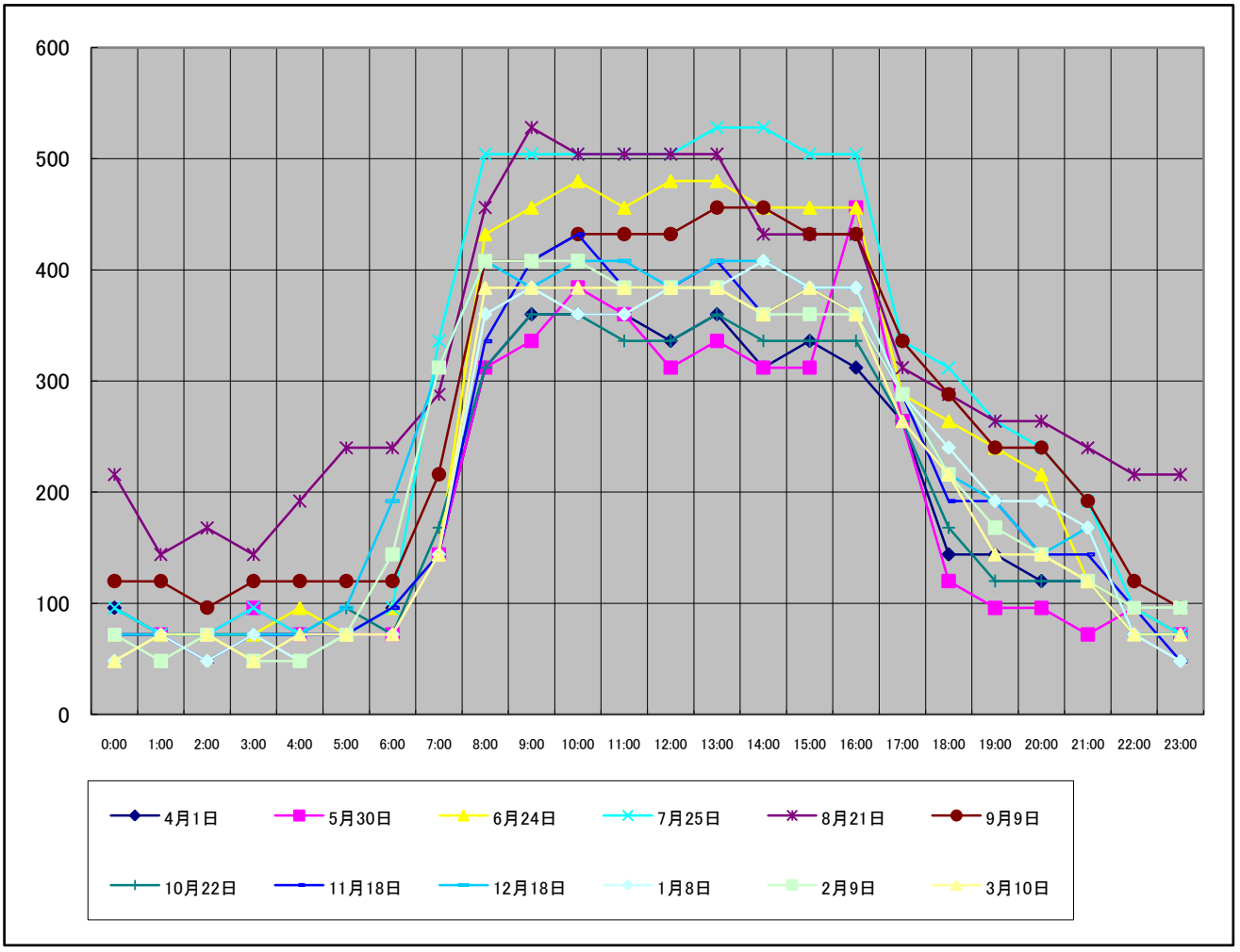

別紙2

平成２７年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：ｋＷｈ）

区分	4月13日	5月28日	6月25日	7月31日	8月4日	9月28日	10月8日					
0:00	72	72	72	72	72	72	72					
1:00	48	48	72	72	72	72	48					
2:00	48	72	72	72	72	48	72					
3:00	72	48	48	72	72	72	72					
4:00	48	72	72	72	72	72	48					
5:00	72	72	72	72	72	72	72					
6:00	72	72	72	120	240	48	72					
7:00	192	120	120	288	312	216	120					
8:00	312	312	336	408	456	360	288					
9:00	312	360	408	384	456	360	288					
10:00	312	408	432	456	480	384	336					
11:00	336	384	456	456	480	408	312					
12:00	336	336	432	384	480	384	312					
13:00	336	336	456	504	504	408	408					
14:00	312	408	432	504	480	408	384					
15:00	288	432	408	480	504	408	312					
16:00	312	288	408	480	456	408	288					
17:00	240	264	288	360	408	288	240					
18:00	144	120	168	240	336	288	168					
19:00	120	144	120	168	288	240	168					
20:00	96	96	120	120	168	216	144					
21:00	72	96	72	120	168	144	120					
22:00	72	72	72	96	96	72	72					
23:00	72	72	72	72	72	72	72					
合計	4,296	4,704	5,280	6,072	6,816	5,520	4,488	0	0	0	0	0

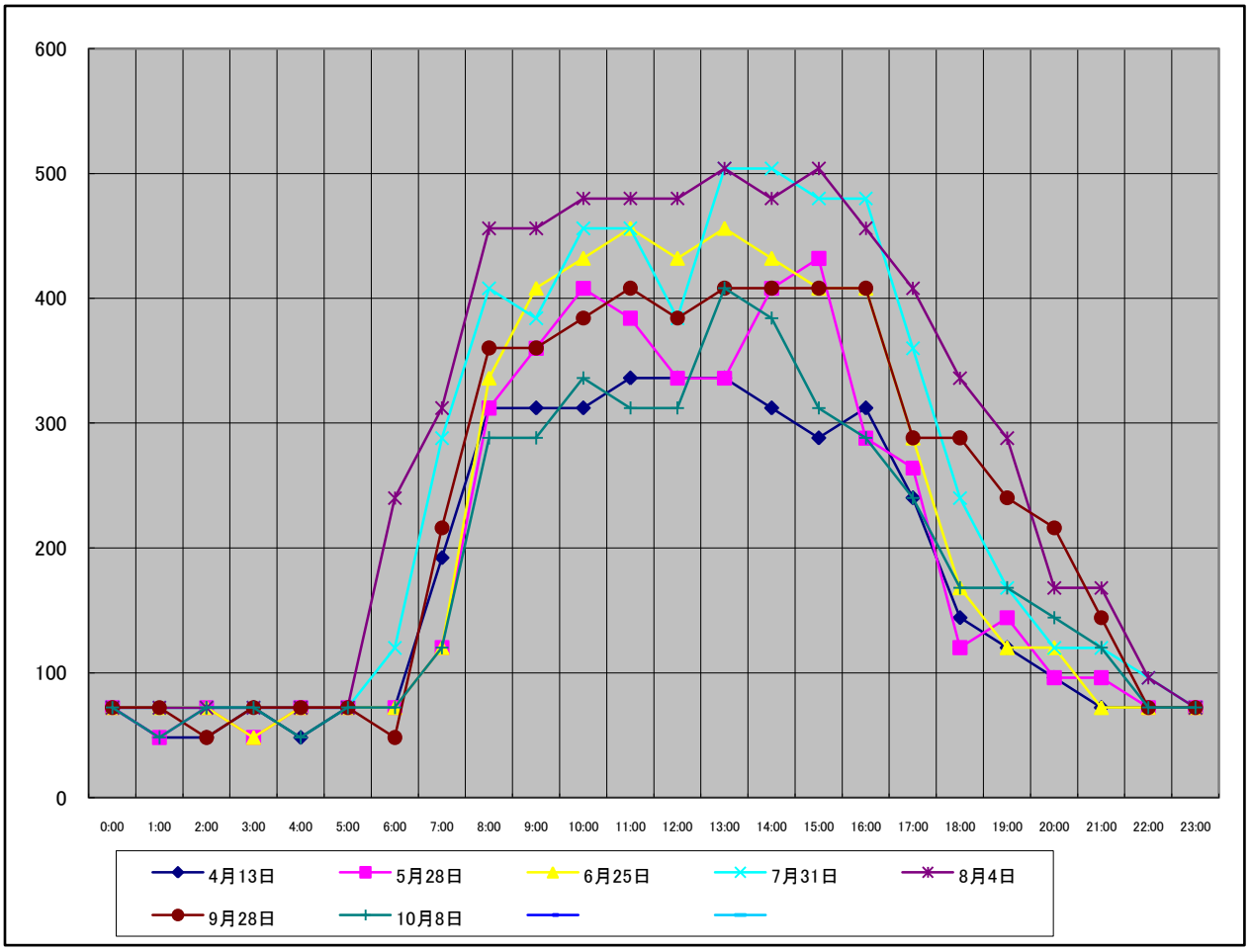

使用予定電力量及び実績

別紙

１　使用予定電力量（月別）

平成２８年度	使用量見込 (kWh)
４月	102,000
５月	102,000
６月	123,000
７月	161,000
８月	165,000
９月	142,000
１０月	115,000
１１月	111,000
１２月	128,000
１月	131,000
２月	129,000
３月	127,000
合計	1,536,000

２　使用電力量及び最大需要量の実績

平成２６年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
４月分	106,152	360
５月分	101,040	497
６月分	126,168	533
７月分	163,296	528
８月分	164,760	533
９月分	149,976	466
１０月分	112,560	396
１１月分	99,456	422
１２月分	124,680	456
１月分	121,176	437
２月分	114,528	444
３月分	117,216	408
合計	1,501,008	

平成２７年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
97,896	343
95,976	473
113,424	487
144,264	521
148,656	504
123,408	427
108,168	446
－	－
－	－
－	－
－	－
－	－
831,792	

日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

平成27年8月

（単位 ： kwh）

8月分	1日(土)	2日(日)	3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)	8日(土)	9日(日)	10日(月)	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)	22日(土)	23日(日)	24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	総合計
00:00～01:00	48	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	72	72	72	2,184
01:00～02:00	96	72	96	72	72	72	72	72	48	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	2,208
02:00～03:00	48	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	48	48	72	72	72	72	72	72	48	72	48	72	72	48	48	48	48	2,016
03:00～04:00	72	48	72	72	72	72	72	72	72	72	48	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	48	72	72	72	48	48	72	72	72	72	2,064
04:00～05:00	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	48	72	72	72	48	72	48	72	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	72	2,136
05:00～06:00	72	72	72	72	72	72	72	192	72	96	72	72	72	72	72	72	72	48	72	72	72	72	48	72	72	72	72	72	48	72	48	2,280
06:00～07:00	72	72	144	240	72	72	96	240	144	264	144	168	72	72	96	120	120	168	72	72	168	72	72	72	72	72	48	72	72	72	72	3,384
07:00～08:00	216	120	240	312	264	120	240	192	240	288	264	312	120	120	144	192	288	240	144	120	288	168	144	240	144	120	144	120	120	216	216	6,096
08:00～09:00	288	144	408	456	432	168	432	168	240	384	408	384	384	384	144	168	384	360	408	408	360	216	168	408	408	408	360	360	192	192	336	9,960
09:00～10:00	264	168	480	456	504	192	480	216	240	456	432	384	360	336	168	192	360	384	432	384	384	216	168	384	408	408	384	384	168	192	360	10,344
10:00～11:00	240	168	504	480	480	168	480	192	264	456	456	432	336	360	144	192	384	408	408	384	384	216	168	432	384	384	384	384	192	192	360	10,416
11:00～12:00	240	168	504	480	480	192	480	192	264	456	456	408	384	336	168	168	384	408	432	456	408	240	192	456	408	432	408	384	168	168	360	10,680
12:00～13:00	240	168	480	480	456	192	480	192	264	456	456	408	360	360	168	168	360	408	432	408	408	216	168	432	432	408	384	384	168	168	360	10,464
13:00～14:00	240	168	504	504	504	192	480	192	264	480	432	384	360	384	168	192	384	432	384	432	432	216	192	432	408	384	384	384	168	192	360	10,632
14:00～15:00	240	168	480	480	480	192	480	192	288	456	456	384	384	384	168	192	360	432	432	432	384	216	192	432	432	384	384	360	168	168	360	10,560
15:00～16:00	240	168	480	504	456	192	456	192	264	456	432	336	384	360	168	192	384	408	432	384	408	264	192	408	432	384	408	360	192	168	360	10,464
16:00～17:00	288	192	432	456	480	240	480	192	264	456	456	360	336	384	144	192	360	408	384	384	384	264	192	384	384	360	384	360	168	168	336	10,272
17:00～18:00	144	168	408	408	360	264	312	120	192	312	336	312	264	288	120	144	288	312	264	312	288	192	96	288	288	264	336	264	96	120	288	7,848
18:00～19:00	96	264	312	336	264	240	312	96	288	288	312	240	168	240	96	144	264	312	216	336	192	168	96	216	216	168	312	192	72	96	264	6,816
19:00～20:00	72	168	264	288	192	192	264	72	120	216	240	216	144	192	96	216	216	192	168	288	168	96	72	192	192	144	240	168	72	72	216	5,448
20:00～21:00	96	96	192	168	72	144	240	96	72	168	168	144	144	144	72	96	168	192	168	288	168	72	72	144	144	72	240	168	72	72	192	4,344
21:00～22:00	72	96	120	168	72	96	216	72	72	192	168	72	144	120	72	72	144	144	144	192	96	72	48	120	144	72	144	144	72	72	144	3,576
22:00～23:00	72	72	72	96	72	72	96	48	72	96	72	72	96	72	72	72	96	96	96	72	72	48	72	72	96	72	72	72	48	72	72	2,352
23:00～24:00	72	72	72	72	72	72	72	96	72	72	72	72	48	72	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	48	72	48	72	48	72	2,112
合 計	3,600	3,048	6,552	6,816	6,144	3,432	6,528	3,312	4,032	6,408	6,168	5,520	4,872	5,016	2,688	3,192	5,424	5,760	5,496	5,832	5,472	3,408	2,760	5,592	5,448	4,992	5,496	5,016	2,664	2,856	5,112	148,656

平成27年10月

10月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00～01:00	72	72	48	72	72	72	48	72	72	72	72	48	72	48	72	72	48	48	72	72	48	48	72	72	72	72	72	72	48	72	48	1,992
01:00～02:00	48	72	72	72	48	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	48	72	72	72	72	72	72	48	72	72	72	48	48	72	48	72	2,016
02:00～03:00	72	48	72	72	72	72	72	72	72	48	72	48	48	72	72	72	72	48	48	48	72	48	72	48	48	48	72	72	48	72	48	1,920
03:00～04:00	72	72	48	48	48	48	48	72	72	72	72	72	72	48	48	72	48	72	72	72	48	72	72	72	72	72	48	72	72	48	72	1,968
04:00～05:00	72	72	72	72	72	72	72	48	72	72	48	48	48	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	48	48	48	72	48	48	72	48	1,944
05:00～06:00	72	72	72	144	72	72	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	48	48	48	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	2,184
06:00～07:00	72	72	48	144	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	96	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	48	2,280
07:00～08:00	120	144	72	120	168	120	120	120	120	72	72	72	120	120	120	120	72	72	168	144	120	120	120	72	72	168	120	120	120	120	72	3,480
08:00～09:00	312	288	192	144	288	288	288	288	288	72	72	96	288	288	288	288	72	72	288	264	288	288	288	72	72	288	264	288	288	312	72	6,984
09:00～10:00	312	312	216	144	288	288	288	288	288	72	72	72	312	288	312	312	96	96	288	312	312	288	312	120	72	312	312	312	336	312	72	7,416
10:00～11:00	288	336	216	144	312	312	312	336	312	72	96	72	288	312	288	288	72	96	288	288	312	336	312	96	72	312	288	312	336	336	72	7,512
11:00～12:00	312	336	216	144	312	312	312	312	312	72	72	72	312	312	336	312	96	96	336	312	312	312	312	144	96	312	312	336	336	312	72	7,752
12:00～13:00	312	336	192	144	288	312	312	312	312	72	72	96	288	312	288	312	72	120	312	312	336	312	312	144	72	288	288	312	288	312	72	7,512
13:00～14:00	312	336	192	168	336	312	336	408	336	72	72	72	312	312	336	336	96	120	336	336	312	336	336	144	96	312	312	312	336	312	72	8,016
14:00～15:00	312	336	216	144	312	336	336	384	312	72	72	72	312	312	408	312	72	120	312	312	336	312	456	144	72	312	312	312	312	312	72	8,016
15:00～16:00	312	336	216	144	288	312	336	312	312	72	72	72	288	312	360	312	96	120	288	312	336	312	360	168	96	312	288	312	312	312	72	7,752
16:00～17:00	288	336	216	144	336	312	312	288	336	96	72	96	312	288	360	312	72	120	312	312	312	312	360	144	72	288	288	312	288	312	72	7,680
17:00～18:00	240	240	96	96	216	240	264	240	264	72	72	72	216	216	240	240	72	96	216	240	240	240	240	72	72	216	216	216	216	216	72	5,664
18:00～19:00	192	144	72	96	168	120	144	168	240	72	72	48	144	120	144	120	72	72	144	120	120	120	96	72	72	120	120	96	144	120	48	3,600
19:00～20:00	168	96	72	72	168	120	144	168	144	72	72	72	144	72	120	120	72	72	96	96	96	120	72	72	72	96	120	96	120	72	72	3,168
20:00～21:00	144	96	72	72	168	96	96	144	144	72	48	72	120	96	96	96	72	72	96	96	72	96	96	48	72	96	96	72	120	96	0	2,832
21:00～22:00	144	96	72	72	120	96	72	120	120	72	72	48	96	72	72	72	48	72	96	72	72	72	72	72	48	72	72	48	120	72	0	2,424
22:00～23:00	72	72	72	48	72	48	48	72	72	48	48	72	72	48	72	72	72	48	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	48	72	24	1,992
23:00～24:00	96	72	48	72	72	72	72	72	48	72	72	48	72	72	72	72	72	72	48	72	72	72	48	48	48	72	48	72	72	72	72	2,064
合 計	4,416	4,392	2,880	2,592	4,368	4,176	4,248	4,488	4,464	1,680	1,680	1,656	4,152	4,008	4,368	4,152	1,728	1,968	4,176	4,128	4,176	4,176	4,320	2,160	1,704	4,104	3,984	4,056	4,224	4,128	1,416	108,168